

松江市公共施設見学のしおり

R5.5.30 更新 松江市市民部市民生活相談課

1. 目的

市内の公共施設を見学することで、市民の皆様には市政への理解と関心を深めていただくとともに、参加者からいただいた市政に対するご意見やご感想を今後の市政運営に反映させることを目的としています。

2. 対象団体

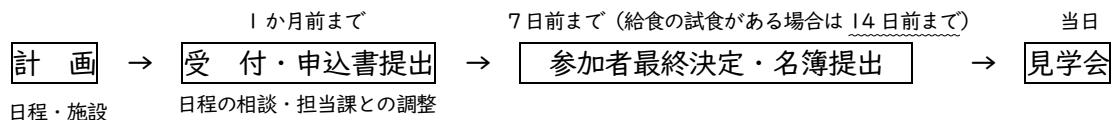
松江市民の方で構成されている団体であること。(人数は概ね15人以上。各施設によって上限人数は異なりますので、別紙「公共施設見学 施設一覧」をご確認ください。また、15人以下での参加を希望される場合は、事前に市民生活相談課までご相談ください。)

3. 対象施設

「公共施設見学 施設一覧」のとおり

4. 見学までの流れ

- ①【計画】「公共施設見学 施設一覧」から見学したい施設を選択し、見学を希望する日をご検討ください。(候補日を第3希望まで)
- ②【受付・申込書の提出】見学を希望される日の1か月前までに、以下の<A>またはのいずれかの方法でお申し込みください。
<A>市民生活相談課まで電話にて申し込む。(電話：0852-55-5677)
メール、郵送またはファックスにて「公共施設見学申込書(様式1)」を市民生活相談課へ送付する。伺います係で、ご要望の施設との調整(必要に応じて市の公用マイクロバスの手配)を行い、調整が取れた後に申込団体の代表者へ連絡します。
- ③【参加者最終決定・名簿提出】見学日の7日前(給食の試食がある場合は14日前)までに「参加者名簿(様式2)」をご提出ください。
- ④【見学当日】集合場所にお集まりください。見学後は「アンケート(様式3)」の記入にご協力ください。



5. 実施にあたっての注意事項

- ① 見学は各公共施設の就業時間内で行いますので、原則、平日(9時~17時)の開催とします。
- ② ご利用は、1団体につき年度1回に限らせていただきます。
- ③ 一日に見学する施設については、原則3施設以内とします。
- ④ 昼食のための飲食店などをご希望される場合は、各自で予約等ご準備ください。
- ⑤ 見学当日に行程を変更することはできません。
- ⑥ 筆記用具をご持参ください。※見学後に、参加者の方へアンケートのご協力をお願いしております。
- ⑦ 高校生以下(18歳未満)の方が参加される場合は、大人の引率者同伴をお願いします。
- ⑧ 災害発生時や気象警報が発令された際は、見学が中止となる場合があります。

【市の公用マイクロバスの使用について】

- ⑨ 公用マイクロバス（以下、「バス」という。）の乗車定員は 25 名です。（運転手＋市側担当者を除く）
- ⑩ バスの利用は、平日（月曜日から木曜日）9 時～17 時までです。ただし、市の行事等で使用する場合はご利用できません。
- ⑪ バスを地域のレクリエーション活動や学校行事の目的で使用することはできません。
- ⑫ バスにおける移動中の事故につきましては補償の対象となりますが、それ以外の事故につきまして市では責任を負うことができかねますので、必要に応じて各団体で保険の加入をお願いします。
- ⑬ 幼児（6 歳未満）の乗車はできません。
- ⑭ バス内での飲食はご遠慮ください。

【給食センターの見学を希望される方へ】

- ⑮ 給食センターの見学の際に、希望があれば給食を試食することもできます。
- ⑯ 各センターは、12 月から 3 月までの間、特別給食やバイキング給食などがあり業務の繁忙期となりますので、この時期は見学できません。また、その他の時期においても実習生の見学時期と重なる場合は、見学をお断りすることがあります。
- ⑰ 給食の試食は、実費負担です。試食を希望される場合は、見学の 14 日前までに人数を確定し、人数の報告をお願いします。代金については、見学当日にお釣りのないようにご用意いただき、見学施設へ直接お支払いください。（注）最終決定後の人数変更に伴う給食数の変更は致しかねます。
- ⑱ 給食センターは学校給食を調理する施設で、衛生管理を徹底するため職員と調理員のトイレを分けて使用しています。見学される方は、「職員用のトイレ」をご使用ください。
また、食中毒防止の観点から本人及び同居家族等に体調不良（嘔吐など）の症状がある場合は、見学をお断りします。

6. 経 費

無料（実費を必要とするものは除く。）

7. お申込・お問合せ先

松江市役所 市民生活相談課 ^{うかが}伺います係 電 話：55-5677 ファックス：55-5544
メール：koe@city.matsue.lg.jp
住所：〒690-8540 松江市末次町 86 番地